

改正道路交通関係法令の施行

平成24年4月1日スタート!

今回の改正点

- ① 運転経歴証明書制度の充実
- ② 運転免許関係手数料の一部改定
- ③ 聴覚に障がいのある方が運転できる車両の種類拡大

平成24年4月1日から、


運転経歴証明書が変わります!

運転経歴証明書制度の主な変更点

- ① 記載事項の変更が義務づけられます!
住所や氏名が変わったときは、備考欄に記載されます。
- ② 再交付の申請ができるようになります!
紛失や破損等をしたときに、再交付の申請をすることができるようになります。
- ③ 申請期間が延長されます!
免許の返納（申請取消）後、1月以内とされていた申請期間が5年以内に延長されます。

新様式の運転経歴証明書のイメージ

表面

氏名	大阪 太郎	昭和50年7月10日生
住所	大阪府門真市一番町23-16	
交付	平成24年04月01日 12345-1	
運転経歴証明書 (自動車等の運転はできません)		
番号	第 1 2 3 4 9 9 9 9 号	 大阪府 公安委員会
一	平成00年00月00日	
二	平成00年00月00日	
三	平成00年00月00日	

裏面

備考	
注 意 事 項	
1 運転経歴証明書は、申請により運転免許の取消しを受けた日前5年間の自動車等の運転に関する経歴について証明するものです。	
2 住所等に変更が生じた場合には、速やかに住所地を管轄する公安委員会に届け出て、変更事項の記載を受けてください。	

※ 手続き等に関しては、大阪府警察のホームページでもご案内しております。
詳しくは、運転免許試験場又は最寄りの警察署へお問い合わせください。

大阪府警察本部

交通部

運転免許課

門真運転免許試験場

光明池運転免許試験場

06-6908-9121

0725-56-1881

運転経歴証明書が新様式に変わり、制度が充実します！

運転経歴証明書の概要

運転経歴証明書は、**免許の返納（申請取消）**をされた方に対し、返納をした日前5年間の自動車等の運転に関する経歴について表示する証明書として、平成14年6月1日から発行されています。

運転経歴証明書制度の充実

今回の改正により、**平成24年4月1日**から新様式の運転経歴証明書となり、**記載事項変更及び再交付を受けることができる**ようになります。主な変更点は次のとおりになります。

主な変更点

	改正前	改正後
記載事項変更	できない	できる <small>※ 法令により届出が義務づけられます。</small>
再交付申請	できない	できる
交付申請可能期間	返納後、 1月以内	返納後、 5年以内

改正前の運転経歴証明書をお持ちの方へ

改正前の運転経歴証明書をお持ちの方は、平成24年4月1日以降に、運転免許試験場又は警察署で申請をすることにより、**新様式の運転経歴証明書へ切り替えることができます。**

切替えにかかる手数料は**交付手数料と同額の1,000円**になります。

運転免許を失効した方へ

免許の返納（申請取消）をしないまま、運転免許の有効期間が過ぎた等の理由により、**運転免許が失効した方については、これまでと同じく、運転経歴証明書の交付を受けることはできません。**

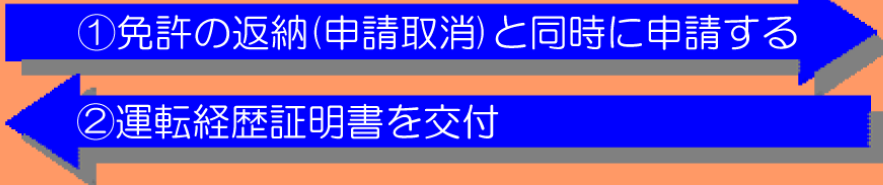
運転経歴証明書の交付までの流れ

運転経歴証明書の交付に要する期間

- ・ 運転免許試験場…当日交付
- ・ 警察署……………約2週間

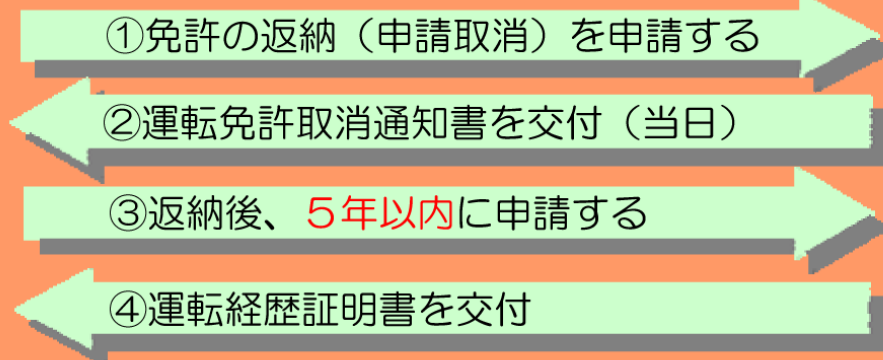
運転経歴証明書交付手数料：1,000円

免許の返納（申請取消）と
運転経歴証明書の交付の同時申請をする場合



運転免許
試験場

免許の返納（申請取消）と
運転経歴証明書の交付の同時申請をしない場合



又は

警察署

手続き	門真・光明池運転免許試験場	大阪府下の警察署
免許の返納 (申請取消)	月～金（祝日を除く。） 8:45～14:30（12:00～12:45の間は除く。） ※ 免許の返納（申請取消）の際は、手数料は不要です。	月～金（祝日を除く。） 9:00～17:00
運転経歴 証明書	月～金（祝日を除く。） 8:45～16:00（12:00～12:45の間は除く。） ※ 免許の返納（申請取消）と同時申請の場合は、14:30まで	※ 大阪水上署は、 業務を取り扱って いません。

運転免許関係手数料が一部改定されます！

運転免許関係手数料の一部が改定されます。
主な手数料の改定は次のとおりです。

手数料		改定前	改定後
運転免許証更新手数料		2,550円	2,500円
更新時 講習	優良運転者	700円	600円
	一般運転者	1,050円	950円
	違反運転者	1,700円	1,500円
	初回更新者		
運転免許証再交付手数料		3,650円	3,600円

※ 詳しくは、大阪府警察のホームページに掲載しております。

改正の概要

聴覚に障がいのある方（補聴器を使用しても、10メートルの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえない方）が、**運転できる車両の種類が広がります**。変更内容は次のとおりになります。

改正前

普通自動車		原動機付自転車	小型特殊自動車	普通自動二輪車	大型自動二輪車
乗用車	貨物車				
●	×	×	×	×	×

改正後

普通自動車		原動機付自転車	小型特殊自動車	普通自動二輪車	大型自動二輪車
乗用車	貨物車				
●	●	●	●	●	●

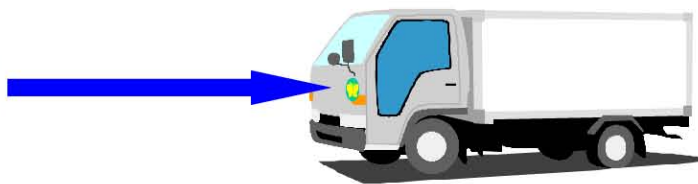
聴覚に障がいのある方が普通自動車を運転する場合に必要なもの

聴覚に障がいのある方が普通自動車を運転する場合は**聴覚障害者標識の表示と特定後写鏡の取付けが必要になります**。

（補聴器の条件がついている方で補聴器を付けて普通自動車を運転する場合や原動機付自転車、小型特殊自動車、大型自動二輪車及び普通自動二輪車を運転するときは**不要**となります。）



聴覚障害者標識



※ **前面及び後面**に表示しなければなりません。

特定後写鏡とは

普通乗用車…**ルームミラー**の位置に取り付ける**ワイドミラー**のことです。
普通貨物車…**サイドミラー**に取り付ける**補助ミラー**のことです。



普通乗用車に取り付けたワイドミラーの例



普通貨物車に取り付けた補助ミラーの例

聴覚障害者標識を表示した自動車に対する配慮のお願い

周囲の運転者は、聴覚に障がいのある方が**警音器の音に気がつかない**ことを理解してください。また、聴覚障害者標識を表示した普通自動車を発見した場合、**必要に応じて徐行・減速等**を行い、運転者全体が安全に通行できるようにご協力よろしくお願ひします。